

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公告する。

令和七年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕